

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第6条第1項第3号の規定に基づき、大学等連携推進法人として認定した次の一般社団法人について、その大学等連携推進方針を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第5条第1項の規定に基づき公示する。

令和5年4月20日

文部科学大臣 永岡 桂子

一般社団法人名	変更後	変更前	(参考) 大学等連携推進業務 の区分	変更年月日
四国地域大学 ネットワーク機構	大学等連携推進方針		連携開設科目 その他	令和5年4月1日
	別紙のとおり	別紙のとおり		

変更後				
大学等連携推進方針 令和3年12月17日 改正 令和5年4月1日 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 (略)				
3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項 (略)				
	教育研究活動	連携の内容及びその目標	教学上の特例	
			連携開設科目	共同教育課程
1	(略)			
2	連携教職課程	大学等連携推進法人の教学上の特例措置(連携開設科目)を活用し、四国の地域性や協働力等に強い教員を連携して養成するという、人口減少期の教員養成モデルとなる「連携教職課程」を設置・運営する。	○	—
(連携開設科目を開設及び実施する場合)				
(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標	学問領域	(略)		
	取組の目標	(略)		
	教育課程の内容	四国5国立大学の教職課程において、実技系教科(美術・家庭・情報)の一種免許状を中心に、連携開設科目を活用した「連携教職課程」を設置・運営する。		
	参加大学間の協議の場	「理事会」(学長レベル) 「教職連携委員会」(副学長・学部長レベル) 「連携教職課程部会」(専任教員レベル)		
(2) 参加大学の役割分担	(略)			
	教員養成分野の連携開設科目全体に係る教学管理については「教職連携委員会」(主幹大学:鳴門教育大学)によって協議・調整し、各教員免許別の連携開設科目実施及び教学管理については「連携教職課程部会」によって実施・調整する。	(略)		
(略)				

変更前				
大学等連携推進方針 令和3年12月17日 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 (略)				
3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項 (略)				
	教育研究活動	連携の内容及びその目標	教学上の特例	
			連携開設科目	共同教育課程
1	(略)			
2	連携教職課程	大学等連携推進法人の教学上の特例措置(連携開設科目)を活用し、四国の地域性や協働力等に強い教員を連携して養成するという、人口減少期の教員養成モデルとなる「連携教職課程」の令和5年度開設を目指す。	○	—
(連携開設科目を開設及び実施する場合)				
(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標	学問領域	(略)		
	取組の目標	(略)		
	教育課程の内容	四国5国立大学の教職課程において、実技系教科(美術・家庭・情報)の一種免許状を中心に、連携開設科目を活用した「連携教職課程」を設置する。		
	参加大学間の協議の場	「大学等連携推進法人協議会」(学長レベル) 「連携教職課程委員会」(副学長・学部長レベル) 「連携教職課程部会」(専任教員レベル)		
(2) 参加大学の役割分担	(略)			
	教員養成分野の連携開設科目全体に係る教学管理については「連携教職課程委員会」(主幹大学:鳴門教育大学)によって協議・調整し、各教員免許別の連携開設科目実施及び教学管理については「連携教職課程部会」によって実施・調整する。	(略)		
(略)				